(6)タグ	
システインタグ Cysteine tag	化学合成
E-タグ E-tag	化学合成
ヘパリン結合ドメインポリペプチドの構造遺伝子 Fibronectin / 細胞接着基質蛋白質のヘパリン結合ドメイン	ヒト
FLAG-tag	化学合成
Flp リコンビナーゼ認識配列	サッカロミセス・セレビシエ(2μm プラスミド) *Saccharomyces cerevisiae* (2μm plasmid)
グルタチオン S-トランスフェラーゼ(GST) Glutathione S-transferase (2.5.1.18)	日本住血吸虫(シストソーマ・ジャポニカム) *Schistosoma japonicum*
His-tag	化学合成
Xpress epitope tag Xpress epitope tag	化学合成

〔注釈〕

(1) 別表第一左欄の宿主及び別表第二右欄の由来生物の表記は、慣用名、微生物学用語集英和・和英（南山堂）、日本産菌類集覧（日本菌学会関東支部）、別表第二左欄の挿入ＤＮＡの表記は、生化学辞典第４版（東京化学同人）を基本としている。

(2) 別表第二右欄の由来生物（限定条件）は、別表第二左欄の挿入ＤＮＡに対応する右欄の由来生物に限定する。

(3) 長期利用等によってＧＩＬＳＰとされている宿主のアスペルギルス・オリゼ（*Aspergillus oryzae*）、コリネバクテリウム・グルタミカム（*Corynebacterium glutamicum*）、ゲオバシラス・ステアロサーモフィラス（*Geobacillus stearothermophilus*）、サッカロミセス・セレビシエ（*Saccharomyces cerevisiae*）については、株の違いを問わず別表第一に記載されている宿主とし、これら以外は別表第一に記載されている株に限定する。

(4) 別表第一のベクターは、プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列の挿入、欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても別表第一のベクターと同等なものとして扱うものとし、また、別表第一のベクターに存在する耐性マーカー等の欠失又は変異導入処理によって改造されたものであっても同等なものとして扱うものとする。

ただし、当該改造によって水平伝播を生じさせるおそれがある場合は、この限りではない。

(5) 別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部が改造されたものであっても、産生される物質の機能上の基本的性質に著しい変化が認められない場合は、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

また、別表第二の挿入ＤＮＡは、当該挿入ＤＮＡの一部のＤＮＡを使用したものであっても、別表第二の挿入ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

(6) 別表第二の挿入ＤＮＡが合成ＤＮＡであっても、当該挿入ＤＮＡが発現することにより産生される物質が生理活性を有する場合には、天然ＤＮＡと同等なものとして扱うものとする。

(7) プロモーター、ターミネーター、エンハンサー、生理活性を有しないリンカー、アダプター、クローニングサイト、スペーサー、オペレーター及びシャイン・ダルガーノ配列は、生物多様性影響及びヒトへの健康影響を考慮した場合、その影響の可能性が認められないと判断されることから、安全性評価の対象としないものとし、別表第二の挿入ＤＮＡに記載しないものとする。

(8) 別表第一の宿主・ベクターに別表第二の挿入ＤＮＡを組み合わせて構成された遺伝子組換え微生物は、科学的知見の充実等によって、生物多様性影響及びヒトへの健康影響が認められる場合は、当該別表に含まれないものとする。（法第１３条第１項に基づく大臣確認が必要となる。）

(9) この別表は、今後の科学的知見の充実等によって見直し、追加又は削減する場合がある。

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７７３５号

東京都中野区松が丘２丁目12番３号
債務者　ル・アン株式会社
代表者代表取締役　若林由紀恵
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山慎太郎
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７７４号

東京都新宿区新宿６―27―10　塩田ビル207
債務者　株式会社ラピスラズリ
代表者代表取締役　山上　正行
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　貴士
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７７７号

東京都千代田区三崎町３丁目10番15号
債務者　株式会社宣広社
代表者代表取締役　佐藤　能子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中田　　貴
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７８３号

東京都足立区西綾瀬２丁目９番20号
債務者　有限会社マツバ産業
代表者代表取締役　平井　英美
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺朝可
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７９２号

東京都昭島市福島町３丁目８番15号
債務者　有限会社三恵技建
代表者代表取締役　煤田　　均
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　広志
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８０１号

茨城県神栖市波崎7929番地、商業登記簿上の本店所在地東京都江東区新砂３－４－３　クレストフォルム東京アヴァンセ527
債務者　清定屋設備株式会社
代表者代表取締役　中野　幸彦
1　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　麻　　祐一
4　破産債権の届出期間　平成28年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月２日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部